

令和5年貝塚市教育委員会会議  
第2回定例会会議録

令和5年3月16日開会

令和5年3月16日閉会

令和5年3月16日（木）午前11時30分  
貝塚市役所庁舎5階大会議室B

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	議案	10	貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の施行に関する規則を廃止する規則制定の件	
4	〃	11	機構改革の実施等に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件	
5	〃	12	貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	
6	〃	13	令和4年度教育費補正予算(第8号)の件	
7	〃	14	令和5年度教育費補正予算(第1号)の件	
8	〃	15	貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件	
9	〃	16	貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件	
10	〃	17	令和5年貝塚市教育委員会会議第1回定例会会議録承認の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の施行に関する規則を廃止する規則制定の件
4. 機構改革の実施等に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件
5. 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件
6. 令和4年度教育費補正予算(第8号)の件
7. 令和5年度教育費補正予算(第1号)の件
8. 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件
9. 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件
10. 令和5年貝塚市教育委員会会議第1回定例会会議録承認の件

教育長及び出席委員

	鈴木	司郎	教育長
1 番	西村	卓也	教育委員会委員
2 番	新川	秀彦	教育委員会委員
3 番	後上	史子	教育委員会委員
4 番	樽谷	栄子	教育委員会委員

議案説明のため出席した者

教育部長	檜崎 賀代	教育部参与	秦 真人
教育総務課長	山本 利恵子	学校教育課長	永井 隆幸
学校教育課参事	田代 邦彦	学校教育課参事	赤阪 朋子
社会教育課長	西川 桂子	社会教育課参事	地村 邦夫
スポーツ振興課長	岸和田谷 貴浩	中央公民館長	甲斐 裕二
図書館長	見川 直子	青少年教育課長	古家 拓実

事務局職員出席者

山本 利恵子	教育総務課長
小牧 真也	教育総務課長補佐
松浪 京子	教育総務課主査

午前11時30分開会

○教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和5年貝塚市教育委員会会議第2回定例会を開きます。

これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。

○事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は4名全員であります。

以上で報告を終わります。

○教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は4名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これより事務局に諸般の報告を求めます。

○事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。

本日開会されました令和5年貝塚市教育委員会会議第2回定例会は、3月13日付で招集告示し、本日の開議時刻を午前11時30分と定めてご通知申し上げます。

今回の提案事件は、議案8件であります。

なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしているとおりであります。以上で報告を終わります。

---

○教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第54条の規定により、2番 新川 秀彦 委員、4番 樽谷 栄子 委員を指名いたします。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の1日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は1日に決定いたしました。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第3、議案第10号 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の施行に関する規則を廃止する規則制定の件を議題といたします。

---

議案第10号 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の施行に関する規則を廃止する規則制定の件

---

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。

○教育部長（檜崎 賀代） 議案第10号 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の施行に関する規則を廃止する規則制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律が策定され、法の規定が直接適用されるようになったことから、本市の個人情報保護条例を廃止することとなりました。本市ではこれまで市長部局、教育委員会が各々で条例の規則を制定していましたが、この機会に市長部局が制定する規則に統一したため、令和5年4月1日から教育委員会の規則を廃止しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第4、議案第11号 機構改革の実施等に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件を議題といたします。

議案第11号 機構改革の実施等に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより、議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。

○教育部長（檜崎 賀代） 議案第11号 機構改革の実施等に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

参考資料として、規則の新旧対照表をお示ししていますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

本件は、令和5年4月1日からの本市機構改革に伴い、教育部においても機構改革を実施しようとするもので、貝塚市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則他4規則と1規程の一部を改正するものです。

それでは、参考資料の3ページをご覧ください。第2条として貝塚市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の改正について、機構改革にかかる主な内容をご説明いたします。これまで社会教育課の文化財担当が行っていた業務について、社会教育課のかいとして新たに文化財保存活用室を設置し、課長級の職員である室長を置き、遂行しようとするものです。

また、5ページでは、社会教育課の所管事務として、文化財保護を文化財の保存活用に改め、文化財保存活用計画に関する事務を追加いたします。

続きまして、第3条 貝塚市教育委員会事務決裁規程につきまして、会議事項の2ページから3ページの別表をご覧ください。5 文化財保存活用室に関すること」を追加いたしまして、室長が決裁すべき事項を新たに追加しております。

もう一度、参考資料にお戻りいただきまして、8ページの第4条をご覧ください。貝塚市教育支援委員会の委員になっていただくかたの所属部署名が、市の機構改革により名称変更されますので、改正するものです。

次に、参考資料9ページをご覧ください。第5条につきましては、規則が2本ありまして、ともに会議の庶務を行う担当名を社会教育課から文化財保存活用室に改正しようとするものです。

以上が、機構改革に関連した規則改正です。

このほか、教育部全体を通し、この際所要の整備を行う主なものとして、1点目は、参考資料1ページになります。貝塚市教育委員会公印規則ですが、これは、教育研究センターが発出する文書のうち、公印が必要なものは、教育長名で発出していることから、今般、教育研究センター所長の公印を廃止しようとするものです。2点目は、現在教育部参与が兼務している教育研究センター長は、他のセンター同様、規則上は課長補佐級の職員を置くとしていますが、センターの職員全てが補佐級の職員である教育研究センターにおいては、長が補佐級であるのは適切でないということから、その職を課長級に引き上げようとするものです。3点目は、昨年12月議会において本市に義務教育学校を置くという学校設置条例の改正案が議決されたことから、今回改正する規則や規定にある「小・中学校」という文言を「小学校、中学校及び義務教育学校」に変更しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案第12号 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

---

議案第12号 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

---

○教育長（鈴木 司郎） これより、議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。

○教育部参与（秦 真人） 議案第12号 貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

参考資料として、規則の新旧対照表をお示ししていますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

本規則につきましては、大阪府教育委員会からの市町村立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正についての通知を受け、規則の一部を改正するものであります。

今般の一部改正の主旨につきましては、地方公務員法の改正により、定年が65歳まで段階的に引き上げられること等を踏まえ、第2条第1項ただし書及び第4条第1項ただし書中再任用短時間勤務職員に改めるものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。再任用短時間勤務職員と、定年前再任用短時間勤務職員の違いは何ですか。田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 再任用短時間勤務職員とは、以前の制度である、60歳で定年を迎え、65歳の年金満額受給までの間にお雇いしておりましたかたを指します。今後、定年の年令が段階的に引き上げられますので、60歳で退職し、定年までの期間にお雇いするかたを定年前再任用短時間勤務職員となります。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

○委員（後上 史子） 会議事項の4ページ、貝塚市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について、（昭和41年貝塚市教育委員会規則第2号）とありますが、この昭和41年の規則は今の時代に合ったものなのでしょうか。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） この規則は昭和41年に制定されたものですが、国の法律が変わるとその都度改訂を行っておりますので、今の時代に合ったものとなっております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑は、ないものと認めます。

これより、ご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第6、議案第13号 令和4年度教育費補正予算(第8号)の件を議題といたします。

---

議案第13号 令和4年度教育費補正予算(第8号)の件

---

- 教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（檜崎 賀代） 議案第 13 号 令和 4 年度教育費補正予算（第 8 号）の件について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、本件につきまして、ご審議いただきたく存じます。

まず、歳入のページをご覧ください。

第 14 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 7 目 教育費国庫補助金における小学校費補助金のうち 2,986 万 4 千円の補正は、二色小学校義務教育学校改修工事に係る交付金を計上するものであります。

二色小学校義務教育学校改修工事につきましては、令和 5 年度の国庫補助金の対象となるよう申請をしておりましたが、令和 5 年度予算編成後に令和 4 年度の国庫補助金の対象とする旨の内示があったことから、これを活用するほうが財政的に有利になると判断し、補正予算を計上するものであります。

また、小学校費補助金のうち 742 万 5 千円及び中学校費補助金 360 万円の補正は、感染症対策を実施するための学校保健特別対策事業費補助金を計上するものであります。

次に、歳出のページをご覧ください。

第 10 款 教育費 第 2 項 小学校費 第 1 目 学校管理費における 1,485 万円及び第 10 款 教育費 第 3 項 中学校費 第 1 目 学校管理費における 720 万円の追加補正は、先ほど歳入の項目でご説明させていただいた感染流行下における学校教育活動体制整備事業として、感染症対策を実施しながら学校教育活動を行うために必要な備品等を購入するための経費を計上するものであります。

また、第 2 項 小学校費 第 3 目 学校建設費における 2 億 1,726 万 1 千円の追加補正は、先ほど歳入の項目でご説明させていただいた二色小学校義務教育学校改修工事の工事請負費と工事監理委託料を計上するものであります。

次に、繰越明許費のページをご覧ください。

繰越明許は、令和 4 年度教育費予算の歳出経費の中で、年度内に支出が終わらない見込があるものについて、翌年度に繰り越して使用することができるよう、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づき計上するものであります。

第 10 款 教育費 第 2 項 小学校費及び第 3 項 中学校費 学校保健特別対策事業の繰越明許については、先の歳入及び歳出の追加補正にてご説明させていただいた新型コロナウイルス対策等の備品を令和 4 年度中に購入することが不可能ですので、令和 5 年度に繰越して使用できるよう、計上するものであります。

また、第 2 項 小学校費 小学校管理事業（臨時）の繰越明許については、先の歳入及び歳出の追加補正にてご説明させていただいた二色小学校義務教育学校改修工事につきまして、令和 4 年度中に竣工することが不可能ですので、令和 5 年度に繰越して使用できるよう、計上するものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

- 教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。

- 委員（西村 卓也） 義務教育学校の改修工事について、予定通り行われていくのですか。

- 教育長（鈴木 司郎） 山本 利恵子 教育総務課長。

- 教育総務課長（山本 利恵子） 予定通り進めてまいります。

- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。小学校費と中学校費で、新型コロナウイルス対策の備品を購入するという補正予算について、これまでに様々なものをご購入してきたと思います。さらにもうそのようなものを買う予定なのですか。田代 邦彦 学校教育課参事。

- 学校教育課参事（田代 邦彦） 高機能の空気清浄機を購入しようと考えております。

- 教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第7、議案第14号 令和5年度教育費補正予算(第1号)の件を議題といたします。

---

議案第14号 令和5年度教育費補正予算(第1号)の件

---

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。

○教育部長（檜崎 賀代） 議案第14号 令和5年度教育費補正予算（第1号）の件について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本件につきまして、ご審議いただきたく存じます。

まず、歳入の表をご覧ください。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第7目 教育費国庫補助金における2,976万6千円の減額補正は、二色小学校義務教育学校改修工事にかかる交付金につきまして、令和4年度の交付金として受けることとなるため、令和5年度予算額から減額するものであります。

続きまして、歳出の表をご覧ください。

第10款 教育費、第2項 小学校費、第3目 学校建設費における2億1,726万1千円の減額補正は、歳入と同様、二色小学校義務教育学校改修工事にかかる事業費を令和4年度補正予算に計上いたしましたので、令和5年度予算額から減額するものであります。なお、歳入の令和5年度予算額と令和4年度補正予算額に差がありますのは、令和5年度は確定前の概算の金額を表示しており、令和4年度は国の決定額を記載しているためです。

第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費における120万円の追加補正は、「子ども・子育て支援交付金」及び「地方創生臨時交付金」を活用して、市立幼稚園における一時預かりを利用している園児及びそれに従事する職員等の新型コロナウイルス感染防止を図り、安心・安全な生活環境を確保するための衛生用品を購入する経費を計上するものです。

なお、この分の歳入につきましては、子育て支援課のほうで認定こども園などとあわせて予算計上しておりますので、教育費での計上はございません。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。先ほどと同様に、幼稚園では新型コロナウイルス対策としてさらに何を購入する予定ですか。田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 消耗品は、消毒液や除菌ができるウェットティッシュ等の購入を考えております。備品は、園長と相談しながら適宜考えてまいりたいと考えております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 8、議案第 15 号 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件を議題といたします。

---

議案第 15 号 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件

---

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。  
○教育部参与（秦 真人） 議案第 15 号 貝塚市立学校いじめ対策審議会委員委嘱の件についてご説明申し上げます。

いじめ対策審議会は、貝塚市教育委員会の諮問に応じて、貝塚市いじめ防止基本方針に基づく市立学校におけるいじめ防止の取組み並びにいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条の規定による重大事態に係る調査及び再発防止策の検討について審議するものであります。

よって、次のとおり貝塚市立学校いじめ対策審議会委員を本年 4 月 1 日から委嘱するものであります。

教育の専門的な知識及び経験を有する者として、元 高石市立小学校長 田坂 ひろ子 氏、法律の専門的な知識及び経験を有する者として、弁護士 田中 幸佑 氏、心理の専門的な知識及び経験を有する者として、スクールカウンセラー 良原 恵子 氏、の 3 名、以上の方々を委員に委嘱しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。  
ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。  
○委員（西村 卓也） いじめ対策審議会は、どのような形で開催されているのですか。  
○教育長（鈴木 司郎） 赤阪 朋子 学校教育課参事。  
○学校教育課参事（赤阪 朋子） いじめ対策審議会におきましては、年度初めと終わりの 2 回定例で開催させていただいており、重大事態に陥るようないじめ事案が起こった場合は、緊急にお集りいただき、ご意見をいただいております。  
○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 9、議案第 16 号 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件を議題といたします。

---

議案第 16 号 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件

---

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。  
○教育部長（檜崎 賀代） 議案第 16 号 貝塚市地域学校協働活動推進員委嘱の件について、ご説明申し上げます。

本市地域学校協働活動推進員につきまして、本年 4 月 1 日から、社会教育法第 9 条及び貝塚市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、議案書に記載のとおり、岩本 成正 氏と文野 春美 氏を

委員として委嘱しようとするものであります。

以上のおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 学校運営協議会委員と、この地域学校協働活動推進員との違いは何ですか。

○教育長（鈴木 司郎） 赤阪 朋子 学校教育課参事。

○学校教育課参事（赤阪 朋子） 学校運営協議会委員は、学校長のご推薦を受けて協議会委員として委嘱されるかたです。地域学校協働活動推進員は、学校長の推薦も必要ですが、公民館長の推薦もいただいで、教育委員会のほうで委嘱するという別の形となっておりますが、兼務していただくことはございます。

○教育長（鈴木 司郎） 新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） この枠は2名と決まっているのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 赤阪 朋子 学校教育課参事。

○学校教育課参事（赤阪 朋子） 貝塚市では、中学校区に地域学校協働本部を設置しております。地域学校協働活動推進員というのは、学校に対し、色々な場面でご協力いただけるようなかたとのコーディネートをしていただけるリーダーのようなかたになりますので、現在葛城小学校と第二中学校にコミュニティスクールを導入しております関係上、それぞれの学校の活動に対してご協力いただけるかたということで、現状は2名とさせていただきます。

○教育長（鈴木 司郎） 中学校区に設置するならば、なぜ第三中学校ではなく葛城小学校に設置しているのですか。赤阪 朋子 学校教育課参事。

○学校教育課参事（赤阪 朋子） 地域学校協働本部は中学校区に設置しておりますが、地域学校協働活動推進員はその学校区内の地域で活動していただくかたなので、葛城小学校区にも1名配置しております。

○教育長（鈴木 司郎） では、将来的には全中学校4人、全小学校10人、義務教育学校1人の計15人を任命するという方向で動いていると考えてよろしいのですか。赤阪 朋子 学校教育課参事。

○学校教育課参事（赤阪 朋子） コミュニティスクールに必ず1名というわけではございませんので、今後コミュニティスクールを展開していく中で、各校に設置するのか、もしくは各中学校区なのかということも検討していかなければならないと思っております。今のところ、全校配置になりましたら15名ということになります。

○教育長（鈴木 司郎） そうすると、配置する学校と配置しない学校が出てくる可能性があるということになりますが、教育委員会としてのスタンスをお聞かせください。西川 桂子 社会教育課長。

○社会教育課長（西川 桂子） 小学校区、中学校区に配置しようと考えておりますが、赤阪 朋子 学校教育課参事からご説明がありましたように、各校区の状況を見ながら、学校と地域のかたと相談しながら、目標としては全ての小学校、中学校、義務教育学校に地域学校協働活動推進員を配置したいと考えております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。私の意見として、先日議会において、学校教職員の働き方改革の中で、教職員が担わなくてもよい業務については、地域学校協働活動推進員をできるだけ活用し、地域との調整役をこのかたがたにお願いするというお話が出ておりました。今回任命している岩本さんは、青少年教育課の課長補佐であり、非常に優秀な職員ですが、市役所職員との2足のわらじを履いて教職員の負担軽減を図ることは、私は不可能だと思います。ですから、暫定的に任命していくのは良いと思うのですが、今後新たな人を発掘していただきながら、先ほど申しました、働き方改革にも資するようなかたを選んでいただきたいと思っております。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 10、議案第 17 号 令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 1 回定例会会議録承認の件を議題といたします。

---

議案第 17 号 令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 1 回定例会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 1 回定例会会議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

---

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 2 回定例会を閉会いたします。

午後 0 時 5 分 閉会

---

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	